

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
93	静岡市 療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)」及び「静岡県療育手帳制度実施要綱」に基づく療育手帳の交付に関する事務 1 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 2 療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査 3 療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 4 療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答
③システムの名称	福祉トータルシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 7の項及び33の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 10の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉長寿局 健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター 子ども未来局 児童相談所
②所属長の役職名	地域リハビリテーション推進センター所長 児童相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県葵区追手町5番1号 TEL054-221-1488 FAX054-221-1104 駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県駿河区南八幡町10番40号 TEL054-287-8697 FAX054-287-8709 清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県清水区旭町6番8号 TEL054-354-2170 FAX054-351-2007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉長寿局 健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター 静岡県葵区城東町24番1号 TEL054-249-3182 FAX054-209-0103 子ども未来局 児童相談所 静岡県葵区堤町914番地の417 TEL054-275-2871 FAX054-272-1610

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年9月1日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年9月1日時点	事後	